

社会保障・税番号制度の 導入について

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室

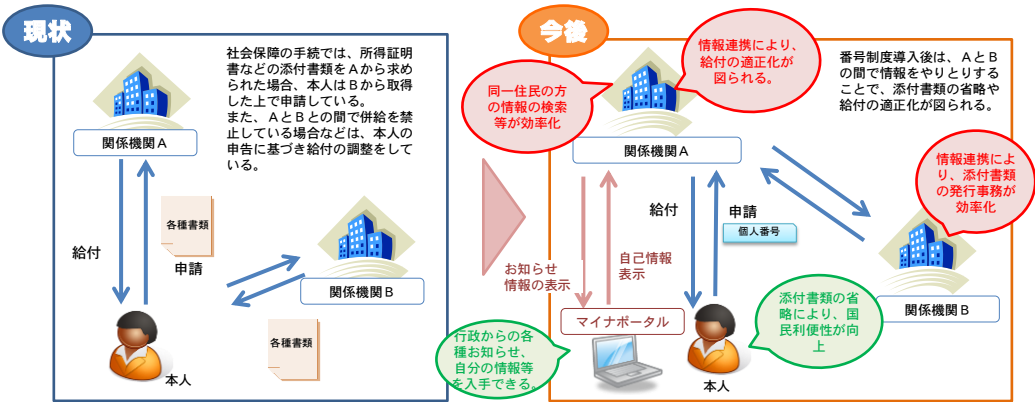
社会保障・税番号制度の開始に当たって

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができるようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどお願いいたします。また、平成29年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、お願いいたします



社会保障分野における制度導入の効果

- 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。
- ① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】
 - ② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。
 - ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。
 - ④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年1月以降～】



国民健康保険分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 国民健康保険の資格取得の届出、受理

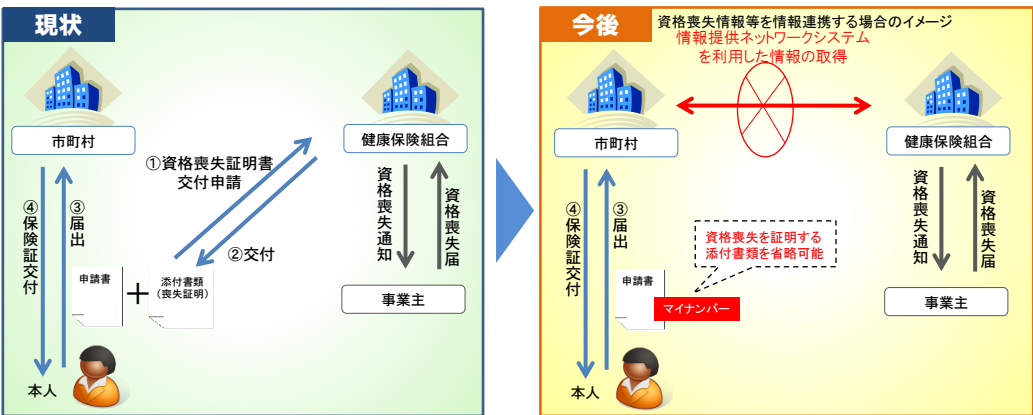
※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

国民健康保険の資格取得届にマイナンバーの記載欄を追加し、届出を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

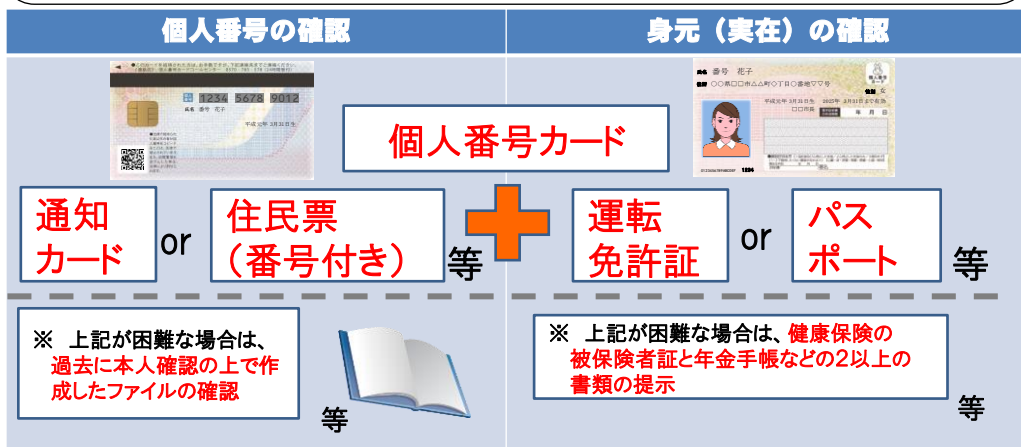
2. 情報連携の概要

資格取得届の審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。



本人確認の事務について

- 個人番号を本人から提供を受けるときは、個人番号の提供を受ける都度、**個人番号の確認**（正しい番号であることの確認）と**身元確認**（番号の正しい持ち主であることの確認）を行う**本人確認の措置**が必要です。
- このため、個人番号を含む申請を受け付ける場合は、原則、**住民の方が、通知カード等の個人番号が記載された書類等を持参いただく必要があります**ので、引き続き、周知のほどよろしくお願いします。
- なお、これらの方法が困難な場合には過去に本人確認を行って作成したファイルで番号の確認を行うことなども認められます。



業務システム改修に係る国庫補助等について①

1 補助対象団体

都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療（市町村分）、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修（番号対応部分）に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト（注）

（注）27年度に交付申請を行っていない自治体（27年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。）は、28年度に27年度事業分（プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト）の申請が可能。

※ 26年度事業分（システム設計、プログラム開発・単体テスト）の繰越については、27年度までの繰越に限ることに留意。
パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要がある。

業務システム改修に係る国庫補助等について②

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- ・ 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - ・ データベースにおけるデータ項目の追加
 - ・ 個人番号による検索機能の追加
 - ・ 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

業務システム改修に係る国庫補助等について③

4 28年度予算政府案

28年度はシステム改修に必要な経費(総合運用テスト分)を要求。

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27	H28(案)
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3	209.3
	国庫補助	185.3	154.2	143.4

■国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

平成27・28年度システム整備費補助金の交付スケジュール

○ 平成28年度においては、当初交付決定通知を8月を目途に実施する予定。

	平成27年度補助金	平成28年度補助金
第1四半期	4/21 交付要綱・実施要綱発出 4/21 当初申請に係る基準額内示 5/29 当初交付申請(原本)提出期限	4月上旬 交付要綱・実施要綱発出 4月中旬 当初申請に係る基準額内示 5月下旬 当初交付申請(原本)提出期限
第2四半期		8月 当初交付決定通知 9月 変更申請に係る基準額内示
第3四半期	10/28 当初交付決定通知 11/16 変更申請に係る基準額内示 12/18 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限	10月 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 12月 変更申請に係る交付決定通知
第4四半期	1月 変更申請に係る交付決定通知 2月中旬 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限	1月 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限
出納整理期	【全ての契約が年度内に完了した場合】 4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算 【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】 繰越額確定計算書依頼 (電子媒体:4月上旬ㄗ、原本:4月中旬ㄗ) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定期日変更報告提出 (電子媒体:2月中旬ㄗ、原本:3月下旬ㄗ) 4月下旬 年度終了報告提出 (電子媒体:3月上旬ㄗ、原本:4月下旬ㄗ)	同左

見積書を確認する際のチェックポイント(例)

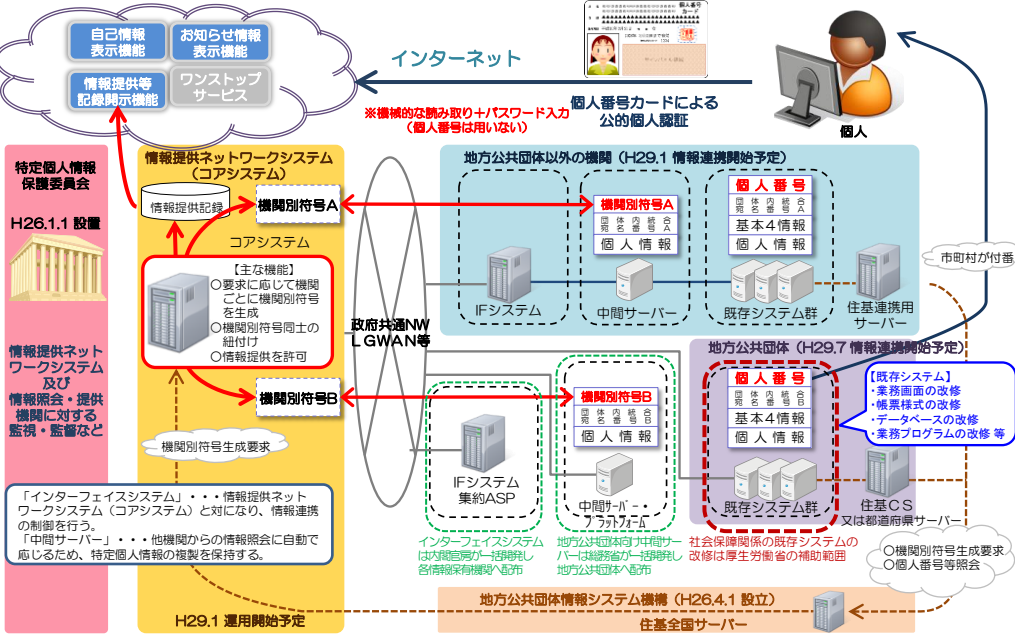
○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いする。

- 1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる
作業工程(設計、開発、テストなど)毎に、作業項目、作業者(SE、プログラマなど)と工数(人月、人日など)がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。
① 不要な作業項目が記載されていないか。
② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。
- 2 見積根拠資料の確認(デジタルPMOの活用)
ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。(見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なりリスクを計上していないか確認する必要がある。)
- 3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する
社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。
- 4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較
・ 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
・ 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



（参考）社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール

